

2025年8月29日

各 位

会社名: サツドラホールディングス株式会社

代表者名: 代表取締役社長 CEO 富山浩樹

(コード:3544 東証スタンダード・札証)

問合せ先: 取締役 CFO 小 西 憲 明

(T E L . 0 1 1 - 7 8 8 - 5 1 6 6)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第370条による決議(取締役会の決議にかわる書面決議)によって、下記のとおり、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処	分	期	目	2025 年 9 月 26 日
(2)	処分する株式の種類				当社普通株式 19,620 株
	及	び		数	当任音通休式 19,020 休
(3)	処	分	価	額	1株につき 836円
(4)	処	分	総	額	16, 402, 320 円
(5)	処分先及びその人数				当社の取締役(社外取締役及び監査等委員を除く。)4名 15,195株
	並びに処分株式の数				当社子会社の取締役(社外取締役を除く。) 2 名 4,425 株
(6)	そ	0	0	他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提
					出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年7月7日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有を目的として、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。また、2020年8月12日開催の第4回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、当該株式の割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社子会社の取締役及び当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員(対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」と総称します。)に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を当社取締役会の決議により支給することとしております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役等に対して発行又は処分する本割当株式の総数は、年57,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における当社の普通株式が上場する国内証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、本割当株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

また、本制度による本割当株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、指名・報酬委員会の諮問を経た上で、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計16,402,320円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、本割当株式19,620株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値共有を勘案し、譲渡制限期間を30年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等6名が本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式の全部を引き受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される本割当契約の概要は以下のとおりです。

- (1) 譲渡制限期間 2025年9月26日から2055年9月25日まで
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務 しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあるこ とを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査 役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他 正当な事由により退任又は退職(死亡による退任又は退職を含む。)した場合には、対象取締役等の 退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合はこれを切り捨てる。)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の発行をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第9期事業年度の譲渡制限付株式報酬及び当社子会社の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年8月28日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である836円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上